

契約監視委員会（第 27 回）議事概要

開催日時	令和元年 7 月 9 日（火）午前 9 時 50 分～午前 11 時 55 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 古島 守（弁護士・公認会計士） 委員 荒川 穂（一般財団法人公共用地補償機構非常勤監事） 委員 加藤 聡（公認会計士・税理士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	1 件	契約件名 本館 3 号冷凍機他改修工事 契約相手方 第一工業株式会社 契約金額 221,400,000 円 契約締結日 平成 30 年 12 月 18 日
随意契約	2 件	契約件名 衆議院本会議氏名標ほか 3 点修繕及び本会議木札製造 （第 49 回総選挙用） 契約相手方 むしさ産業株式会社 契約金額 4,236,840 円 契約締結日 平成 30 年 10 月 29 日
		契約件名 国会記者事務所喫茶室内装改修その他工事 契約相手方 東海建設株式会社 契約金額 9,698,400 円 契約締結日 平成 31 年 2 月 6 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>[案件 1]</p> <p>契約件名 本館 3 号冷凍機他改修工事 契約相手方 第一工業株式会社 契約金額 221,400,000 円 契約締結日 平成 30 年 12 月 18 日</p> <p>・総合評価落札方式を採用した理由は。</p> <p>・1 者応札であったために 97%と高い落札率であったが、仮に 2 者以上いたなら競争性も働き落札率も下がったのか。</p> <p>・総合評価落札方式を採用することで応札者が減った可能性はないか。</p> <p>・予定価格の算定方法は。</p> <p>・初度の入札価格と予定価格との開きの理由は。</p> <p>・前回の改修時、契約方式、契約金額についてはどうであったか。</p> <p>・競争を促進するために参加者の要件を緩和できる部分はあるか。</p> <p>(意見)</p> <p>・競争参加資格要件の緩和等を行っても、複数者の入札への参加が難しいなど、厳しい状況の中での契約であることは理解した。委員会としては特に意見はない。</p>	<p>・内規により、原則 2 千万円以上は総合評価落札方式を採用することとしている。</p> <p>・その可能性も考えられる。</p> <p>・施工計画については、標準仕様書を理解し適切な能力を持っている事を確認する程度のものであり、会社並びに技術者の能力については、個人の実績が分かる資料の写しの提出を求める程度であるため負担はないと考える。</p> <p>・国土交通省の積算基準、見積り、刊行物の掲載価格等により算定している。</p> <p>・仕様書の理解に齟齬があったようである。</p> <p>・前回は 10 者の指名競争入札であり、契約金額は、ほぼ同様であった。</p> <p>・ないと考える。求める同種工事は、今回更新の冷凍機の半分の能力、類似工事については能力を問わないところまで要件を緩和している。</p>

意見・質問	回 答
<p>[案件 2]</p> <p>契約件名 衆議院本会議氏名標ほか3点修繕及び本会議木札製造（第49回総選挙用）</p> <p>契約相手方 ぬしさ産業株式会社</p> <p>契約金額 4,236,840円</p> <p>契約締結日 平成30年10月29日</p> <p>・契約相手方でないと履行できないものか。木札は別発注できないのか。</p> <p>・江戸漆器でなくてもよいのではないか。</p> <p>・新規の製造は考えないのか。</p> <p>・予定価格の算定方法は。</p> <p>（意見）</p> <p>・江戸漆器の手法を用いる氏名標の伝統性と、投票集計における木札の重要な役割については十分に理解できた。契約方法として、最初から随意契約とするのも一案だが、契約内容を周知するなど、広く参加者を募り、競争性が加味された契約手続きを行うことを検討してほしい。</p>	<p>・氏名標は、江戸漆器の手法を採用する特注のものであり、既存のものとの形状、色調、質感の均一性が要求される。東京都の伝統工芸品を所管する東京都産業労働局に他の履行先があるか問い合わせたが、難しいとの回答であった。木札は、投票数の計測に必要な厚みの正確性や既存のものとの均一性と経年劣化に耐えうる特殊な手法を必要とする。長年に渡る技術の積み重ねがある契約相手方以外での履行は困難である。また、伝統的に一括発注しており、突発的な選挙時の対応力と信頼性を含めての契約である。</p> <p>・氏名標は、70年修繕を繰り返し丁寧に使い続けており、選挙により変更の必要が生じたもののみを修繕するため、従来のものとの統一感が重要である。</p> <p>・新規に製造するよりも修繕の方が価格面で有利であるため考えていない。</p> <p>・既製品として流通するものではないため、契約相手方から見積りを徴取し算定している。発注数は契約により異なるが、従前より単価は同様である。参議院のものと大きさは多少違うが価格の比較もしている。</p>

意見・質問	回 答
<p>[案件3]</p> <p>契約件名 国会記者事務所喫茶室内装改修 その他工事</p> <p>契約相手方 東海建設株式会社</p> <p>契約金額 9,698,400円</p> <p>契約締結日 平成31年2月6日</p> <p>・不落随契となった背景だが、1者応札で競争性がなかったため、予定価格に問題はなかったと考えるか。</p> <p>・1者応札の理由は。</p> <p>・予定価格の算定方法は。</p> <p>・履行期間を広げるのはどうか。</p> <p>・競争参加資格は当初どのように定めたのか。</p> <p>・入札あるいは契約する者は、東京、関東を問わず全国どこでも構わないのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・競争参加資格要件を大きく緩和しても入札者が増えず、不落となった厳しい状況の中での契約であることは理解した。委員会としては特に意見はない。</p>	<p>・応札者が増えれば当然、競争性が働くので入札金額が下がる可能性はあるが、落札になるとは限らないと考える。</p> <p>・技術者が業界全体に不足しているのが現状である。入札説明書の受け渡しは2者であったが、入札参加資料提出者は1者であった。この案件に限らず、1、2者参加すればよい状況である。不調になることも多い。</p> <p>・国土交通省の積算基準、見積り、刊行物の掲載価格等により算定している。</p> <p>・内容的にはそれ程大きな工事ではなく、工期は妥当だと考える。</p> <p>・Cランクの案件だが、B、C、Dと広げている。同種工事として求める実績は、規模を問わず内装改修の経験を問う程度である。</p> <p>・問わない。衆議院の建設工事等に係る競争参加資格の登録があればよい。なお、入札申込時に登録することは可能である。</p>